件	名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主	管 課	税務課
根拠法令等		

## 【改正の概要】

保健医療及び社会福祉の財源を確保するため、平成27年3月31日に満了する県民税法人税割の超過課税の適用期限を平成31年3月31日まで(4年間)延長する。

- 1 税率 4.0% 標準税率3.2% 超過課税の上限4.2% (地方税法第51条第1項)
- 2 適用期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に開始する 各事業年度分
- 3 中小法人等に対する不均一課税 資本金額が1億円以下の法人で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が 1,000万円以下であるものに対しては、標準税率(3.2%)を適用。

施 行 日 公布の日

## 【その他参考事項】

1 法人県民税法人税割の超過課税は、昭和50年度から4年間の期間ごとに実施している。

## (適用税率)

昭和50年4月1日~昭和56年7月31日	6.2%
昭和56年8月1日~平成3年3月31日	6.0%
平成 3年 4月1日~平成26年9月30日	5.8%
平成 26 年 10 月 1 日~平成 27 年 3 月 31 日	4.0%

## 2 延長理由

現行の超過課税による増収額は、保健医療及び社会福祉の充実の財源に充てているが、今後とも県財政に必要な財源を確保するには超過課税の継続が不可欠であるため。

3 全国の状況(県民税法人税割)

適用税率	都道府県			
4.2%	東京都、大阪府			
4.0%	愛媛県を含め44道府県			
超過課税なし	静岡県			